

平成27年 No.27

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

個人番号及び特定個人情報を取り扱うに当たり、最新の指針に合わせ、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年11月25日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年11月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年規程第27号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：個人番号及び特定個人情報を取り扱うに当たり、最新の指針に合わせ、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「本人」、「個人番号」、「特定個人情報」、「個人番号利用事務」及び「個人番号関係事務」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「<u>独立行政法人等個人情報保護法</u>」という。）第2条及び「<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>」（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、<u>教職大学院</u>、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、<u>附属学校運営部</u>及び各附属学校をいう。</p> <p><u>第2章 管理体制</u></p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事（総務担当）をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報並びに保有する個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 各部局等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該部局の長（附属幼稚園竹早園舎にあつては、主事）をもって充てる。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター、教員養成開発連携センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。</p> <p><u>第2章 個人情報の適正な管理</u></p> <p><u>第1節 管理体制</u></p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事（総務担当）をもって充てる。</p> <p>2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(保護管理者)</p> <p>第4条 各部局等に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該部局の長（附属幼稚園竹早園舎にあつては、主事）をもって充てる。</p>

- 2 保護管理者は、当該部局等における保有個人情報等の適切な管理を確保する。
- 3 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携するものとする。

(保護担当者)

第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部局等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(事務取扱担当者)

第6条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

- 2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(監査責任者)

第7条 本学に、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する。

(組織体制)

第8条 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 事務取扱担当者が、関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の保護管理者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から保護管理者等への報告連絡体制

(3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担又は責任の明確化

(4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第9条 保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等は、東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「情報公開・個人情報保護委員会」という。）において行うものとする。

- 2 保護管理者は、当該部局等における保有個人情報を適切に管理する。

(保護担当者)

第5条 各部局等に、別表に定める個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部局等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 本学に、個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、常勤の監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第7条 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等は、東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「情報公開・個人情報保護委員会」という。）において行うものとする。

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、当該部局等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のために、当該部局等の職員に対し、前3項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 職員の責務

(職員の責務)

第11条 職員は、独立行政法人等個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、事務取扱担当者が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

#### 第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第12条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第13条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保

(教育研修)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のために、当該部局等の職員に対し、前2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第3節 教育研修

(職員の責務)

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

#### 第3章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第11条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次

保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第14条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第15条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第16条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第17条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

2 保護管理者は、特定個人情報等ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

## 第6章 特定個人情報等の取扱い

(個人番号の利用の制限)

第18条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ定めた事務に限定する。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第19条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報等ファイルの作成の制限)

に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第20条 個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報等ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第21条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第22条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する取扱区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

#### 第7章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章(第35条を除く。))において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。また、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定等の必要な措置を講ずるものと

#### 第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第16条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワードを使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワードの管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワードの読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第17条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

する。

(管理者権限の設定)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第27条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第28条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第29条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第30条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報等の暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化(適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。)を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第18条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウィルスによる漏えい等の防止)

第19条 保護管理者は、コンピュータウィルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(暗号化)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定等)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。



(端末の盗難防止等)

第33条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第34条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第35条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第36条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第8章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要

2 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

4 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第21条 職員は、保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第22条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第23条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第39条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

### 第9章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第40条 保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき本学以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき本学以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

（業務の委託等）

第41条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 外部委託の契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持等、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

### 第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第25条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき本学以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき本学以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託）

第26条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 外部委託の契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務

(2) 再委託の制限又は条件に関する事項

- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認するものとする。

5 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、委託先において、番号法に基づき本学が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第4項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とするものとする。

7 委託先において、個人番号利用事務等の全部又は一部が再委託される際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

8 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

#### 第10章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)

第42条 事務取扱担当者が関連規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合及び保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合等に、その事案を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

#### 第6章 安全確保上の問題への対応 (事案の報告及び再発防止措置)

第27条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

る。

〔省略〕

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第43条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

2 総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省に情報提供を行うものとする。

#### 第11章 監査及び点検評価の実施

(監査)

第44条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第43条に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第45条 保護管理者は、各部局等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第46条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

#### 第12章 開示方法等の取扱い

第47条 開示請求の受付 〔省略〕

第48条 開示等の検討 〔省略〕

第49条 開示等の決定 〔省略〕

第50条 開示の実施 〔省略〕

〔省略〕

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第28条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

#### 第7章 監査及び点検評価の実施

(監査)

第29条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第30条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第31条 総括保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

#### 第8章 開示方法等の取扱い

第32条 開示請求の受付 〔省略〕

第33条 開示等の検討 〔省略〕

第34条 開示等の決定 〔省略〕

第35条 開示の実施 〔省略〕

- 第51条 移送された事案 〔省略〕
- 第52条 訂正請求の受付 〔省略〕
- 第53条 訂正等の検討 〔省略〕
- 第54条 訂正等の決定 〔省略〕
- 第55条 利用停止請求の受付 〔省略〕
- 第56条 利用停止等の検討 〔省略〕
- 第57条 利用停止等の決定 〔省略〕
- 第58条 不服申立て 〔省略〕

第13章 補則

- 第59条 規程の改廃 〔省略〕
- 第60条 その他 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

別表

部 局 等	保 護 担 当 者
〔省略〕	
教職大学院	学務課長
〔省略〕	
附属学校運営部	附属学校課長
〔省略〕	

第1号様式 (第47条第1項第1号関係)

- 第36条 移送された事案 〔省略〕
- 第37条 訂正請求の受付 〔省略〕
- 第38条 訂正等の検討 〔省略〕
- 第39条 訂正等の決定 〔省略〕
- 第40条 利用停止請求の受付 〔省略〕
- 第41条 利用停止等の検討 〔省略〕
- 第42条 利用停止等の決定 〔省略〕
- 第43条 不服申立て 〔省略〕

第9章 補則

- 第44条 規程の改廃 〔省略〕
- 第45条 その他 〔省略〕

〔省略〕

別表

部 局 等	保 護 担 当 者
〔省略〕	
(新設)	(新設)
〔省略〕	
(新設)	(新設)
〔省略〕	

第1号様式 (第32条第1項第1号関係) 〔省略〕

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正，利用停止等特別の手続等	6及び○のファイル記録項目の内容については、「 <u>国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年度規程第7号）</u> 」の規定により，訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第2号（マニュアル処理ファイル）
<u>独立行政法人等個人情報保護法第9条に該当するファイルの有無</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
備考	

第2号様式（第47条第1項第2号関係） 〔省略〕

第3号様式（第49条第2項関係）

〔省略〕

2 独立行政法人等個人情報保護法第19条第1項の規定による開示等決定の期限

〔省略〕

第4号様式（第49条第3項関係） 〔省略〕

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正，利用停止等特別の手続等	6及び○のファイル記録項目の内容については、「 <u>国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年度規程第 号）</u> 」の規定により，訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号（マニュアル処理ファイル）
<u>令第9条に該当するファイルの有無</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
備考	

第2号様式（第32条第1項第2号関係） 〔省略〕

第3号様式（第34条第2項関係） 〔省略〕

〔省略〕

2 法第19条第1項の規定による開示等決定の期限

〔省略〕

第4号様式（第34条第3項関係） 〔省略〕

〔省略〕

2 独立行政法人等個人情報保護法第20条を適用した理由

〔省略〕

第5号様式 (第49条第4項関係) 〔省略〕

第6号様式 (第49条第5項関係) 〔省略〕

第7号様式 (第49条第6項関係) 〔省略〕

〔省略〕

3 独立行政法人等個人情報保護法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

〔省略〕

第8号様式 (第49条第7項関係) 〔省略〕

第9-1号様式 (第49条第8項関係) 〔省略〕

第9-2号様式 (第49条第8項関係) 〔省略〕

第10号様式 (第50条第1項関係) 〔省略〕

〔省略〕

2 法第20条を適用した理由

〔省略〕

第5号様式 (第34条第4項関係) 〔省略〕

第6号様式 (第34条第5項関係) 〔省略〕

第7号様式 (第34条第6項関係) 〔省略〕

〔省略〕

3 法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

〔省略〕

第8号様式 (第34条第7項関係) 〔省略〕

第9-1号様式 (第34条第8項関係) 〔省略〕

第9-2号様式 (第34条第8項関係) 〔省略〕

第10号様式 (第35条第1項関係) 〔省略〕

第11号様式 (第52条第1項第1号関係) [省略]

第12号様式 (第54条第2項関係) [省略]

第13号様式 (第54条第3項関係) [省略]

[省略]

2 独立行政法人等個人情報保護法第32条を適用した理由

[省略]

第14号様式 (第54条第4項関係) [省略]

第15-1号様式 (第54条第5項関係) [省略]

第15-2号様式 (第54条第5項関係) [省略]

第16号様式 (第54条第6項関係) [省略]

第17号様式 (第55条第1項第1号関係)

[省略]

請求に係る趣旨  
及び理由

(趣旨)

独立行政法人等個人情報保護法第36条第1項第1号該当 →  利用の停止  消去  
 独立行政法人等個人情報保護法第36条第1項第2号該当 → 提供の停止

第11号様式 (第37条第1項第1号関係) [省略]

第12号様式 (第39条第2項関係) [省略]

第13号様式 (第39条第3項関係) [省略]

[省略]

2 法第32条を適用した理由

[省略]

第14号様式 (第39条第4項関係) [省略]

第15-1号様式 (第39条第5項関係) [省略]

第15-2号様式 (第39条第5項関係) [省略]

第16号様式 (第39条第6項関係) [省略]

第17号様式 (第40条第1項第1号関係) [省略]

[省略]

請求に係る趣旨  
及び理由

(趣旨)

法第36条第1項第1号該当 →  利用の停止  消去  
 法第36条第1項第2号該当 → 提供の停止



(理由)	(理由)
〔省略〕	〔省略〕
第18号様式 <u>(第57条第2項関係)</u> 〔省略〕	第18号様式 <u>(第42条第2項関係)</u> 〔省略〕
第19号様式 <u>(第57条第3項関係)</u> 〔省略〕	第19号様式 <u>(第42条第3項関係)</u> 〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
2 <u>独立行政法人等個人情報保護法</u> 第41条を適用した理由	2 法第41条を適用した理由
〔省略〕	〔省略〕
第20-1号様式 <u>(第57条第4項関係)</u> 〔省略〕	第20-1号様式 <u>(第42条第4項関係)</u> 〔省略〕
第20-2号様式 <u>(第57条第4項関係)</u> 〔省略〕	第20-2号様式 <u>(第42条第4項関係)</u> 〔省略〕
第21号様式 <u>(第58条第2項関係)</u> 〔省略〕	第21号様式 <u>(第43条第2項関係)</u> 〔省略〕
第22号様式 <u>(第58条第3項関係)</u> 〔省略〕	第22号様式 <u>(第43条第3項関係)</u> 〔省略〕